

公 告

次のとおり一般競争入札（事後審査型制限付き一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式・電子入札方式））を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年7月8日

和歌山市公営企業管理者 瀬 崎 典 男

1 工事概要

（1）工事名 加納浄水場管理棟その他建築工事

（2）工事場所 和歌山市松島408番1

（3）工事概要 管理棟

構造 R C造

階数 3階

延床面積 3, 151. 68㎡

沈砂池水質計器室

構造 R C造

階数 1階

延床面積 38. 00㎡

薬品棟

構造 R C造

階数 1階

延床面積 573. 48㎡

建築工事 一式

電気設備工事 一式

機械設備工事 一式

昇降機設備工事 一式

プラント機械設備工事 一式

（4）工期 540日間

（5）予定価格 2, 200, 000, 000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

（6）施工形態 単体施工又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）施工

（7）その他 本工事は、価格と価格以外の技術的要素を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価落札方式であり、単体企業と共同企業体が競争参加することができる混合入札によるものである。

2 単体企業の競争入札参加資格

単体企業として競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

（1）事後審査型制限付き一般競争入札（特別簡易型総合評価落札方式・電子入札方式）共通入札説明書（混合入札用）（以下「共通入札説明書」という。）4に掲げる要件を全て満たす者であること。

（2）令和7・8年度和歌山市競争入札参加資格登録（以下「令和7・8年度登録」という。）において、建築工事業の登録がされている者であること。

（3）建築工事業に係る建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による特定建設業の

許可（有効なものに限る。）を受けていること。

（４）和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）（建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する１箇所の営業所をいう。以下同じ。）を有していること。

（５）令和７・８年度登録において、建築工事業に係る総合点数が１，２００点以上であること。

（６）平成２３年度以降に、次のいずれかに該当する工事を元請として施工した実績（本公告の日現在施工中のものを除き、共同企業体の構成員として施工した場合にあっては、当該共同企業体への出資比率が２０パーセント以上であるものに限る。）を有すること。

ア 延床面積１，０００平方メートル以上かつ地上２階建（これに準ずる建物の高さが地盤面から８メートル以上である地上１階建を含む。）以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建造工事であること。

イ 延床面積が１，０００平方メートル以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造に係る耐震補強（構造躯体に対して補強又は変形により、耐震性能の向上を図ったものに限る。）を含んだ改修工事であること。

（７）次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ア 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者

イ 平成２３年度以降に上記２（６）に掲げる同種工事の経験を有する者

３ 共同企業体の競争入札参加資格

（１）共同企業体の結成

共同企業体の結成については、次に掲げる要件を全て満たしていること。ただし、各構成員は２以上の共同企業体の構成員となることはできない。また、単体企業として競争入札に参加しようとする者は共同企業体の構成員となることはできない。

ア １共同企業体の構成員は、２又は３者であること。

イ 構成は、２者による共同企業体にあっては、共同企業体を構成する代表者（以下「共同企業体の代表者」という。）及び構成員、３者による共同企業体にあっては、共同企業体の代表者、第２構成員及び第３構成員により成り立つものであること。

ウ 共同企業体の代表者は、建設業法第２７条の２３に規定する経営事項審査の総合評価値が構成員の中で最大であること。

エ １構成員当たりの出資比率は、２者による共同企業体にあっては３０パーセント以上、３者による共同企業体にあっては２０パーセント以上であること。

オ 共同企業体の代表者は、出資比率が構成員中最大であること。

カ 共同企業体の経営形態は、共同施工方式によるものであること。

（２）共同企業体として競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者であること。

ア 共通入札説明書４に掲げる要件を全て満たす者であること。

イ 建築関係業種の受注制限数に達していないこと。

ウ 共同企業体の代表者については、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（ア）令和７・８年度登録において、建築工事業の登録がされている者であること。

（イ）建築工事業に係る建設業法第３条第１項の規定による特定建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。

（ウ）令和７・８年度登録において、次に掲げるいずれかの基準を満たしていること。

- a 和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有していること。
- b 和歌山市以外に主たる営業所（本社・本店）を有している者は、和歌山市内に所在する営業所又は連絡事務所等（以下「和歌山市内の営業所等」という。）を有し、本公告日以前に和歌山市長に対し「法人設立・事務所等設置申告書」を届出済みであり、かつ、令和7・8年度登録において和歌山市内の営業所等に係る登録を受けていること。
- (エ) 令和7・8年度登録において、建築工事業に係る総合点数が1,400点以上であること。ただし、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山県内である者にあつては建築工事業に係る総合点数が1,200点以上であること。
- (オ) 平成23年度以降に、次のいずれかに該当する工事を元請として施工した実績（本公告の日現在施工中のものを除き、共同企業体の構成員として施工した場合にあつては、当該共同企業体への出資比率が20パーセント以上であるものに限る。）を有すること。
 - a 延床面積1,000平方メートル以上かつ地上2階建（これに準ずる建物の高さが地盤面から8メートル以上である地上1階建を含む。）以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建造工事であること。
 - b 延床面積が1,000平方メートル以上の鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造に係る耐震補強（構造躯体に対して補強又は変形により、耐震性能の向上を図ったものに限る。）を含んだ改修工事であること。
- (カ) 主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市外である者にあつては、主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である者への下請発注に努めるとともに、市産品建設資材及び市内調達資材（主たる営業所（本社・本店）の所在地が和歌山市内である代理店等から調達した資材）の優先発注に努めること。
- (キ) 次に掲げる基準を全て満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
 - a 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する者
 - b 平成23年度以降に上記3（2）ウ（オ）に掲げる同種工事の経験を有する者
- エ 共同企業体の代表者以外の構成員については、次に掲げる要件を全て満たしていること。
 - (ア) 令和7・8年度登録において、建築工事業の登録がされている者であること。
 - (イ) 建築工事業に係る建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可（有効なものに限る。）を受けていること。
 - (ウ) 和歌山市内に主たる営業所（本社・本店）を有していること。
 - (エ) 令和7・8年度登録において、2者による共同企業体の構成員にあつては建築工事業に係る総合点数が800点以上、3者による共同企業体の第2構成員にあつては建築工事業に係る総合点数が1,000点以上、第3構成員にあつては建築工事業に係る総合点数が800点以上であること。
 - (オ) 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格等を有する監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

4 入札手続等

- (1) 共通入札説明書5に示すとおり
- (2) 入札方式並びに入札書受付期間、開札の日時及び場所

方式 入札書等は和歌山市建設工事等電子入札システムにより提出するものとし、持参、郵便又は信書便によるものは受け付けない。

入札書受付予定日時

令和8年7月27日（月） 午前8時00分から午後8時00分まで

令和8年7月28日（火） 午前8時00分から午後8時00分まで

令和8年7月29日（水） 午前8時00分から午後5時00分まで

ただし、和歌山市建設工事等電子入札システムの利用可能時間に限る。

開札予定日時 令和8年7月30日（木） 午前9時30分から

場所 和歌山市役所 13階 入札室（企業局）

- （3）最高評価値入札者（価格と技術的要素を総合的に評価し、評価値の最も高い者）となった場合は、次のとおり競争入札参加資格確認申請書、工事施工に関する誓約書、申請に係る資料（以下「申請に係る資料」という。）及び技術的要素に関する提案資料（以下「技術資料」という。）並びに低入札価格調査に係る資料（低入札価格調査基準価格を下回る価格で入札した場合。）を提出すること。

提出期限 申請に係る資料 令和8年7月31日（金） 午後3時まで

低入札価格調査に係る資料 令和8年8月6日（木） 午後3時まで

場所 共通入札説明書2に同じ。

方法 申請に係る資料及び技術資料 持参又は和歌山市企業局ホームページ専用フォームでの提出によるものとする。

低入札価格調査に係る資料 持参によるものとする。

- （4）契約条項を示す期間及び場所

期間 公告日から開札日まで

場所 和歌山市役所 13階 契約課

- 5 仕様書、図面等の見積用設計図書

共通入札説明書6に示すとおり

なお、一般仕様書については、和歌山市企業局ホームページ又は契約課で閲覧すること。

- 6 入札の取りやめ

入札参加者が1者の場合は、入札を取りやめる。

- 7 その他

- （1）前払い制度

適用する。ただし、契約金額が300万円未満の場合は適用しない。

- （2）部分払い制度

適用する。ただし、契約金額が100万円未満の場合は適用しない。

- （3）入札保証金

不要である。

- （4）契約保証金

契約金額が1,000万円以上の場合のみ必要である。

- （5）低入札価格調査基準価格の設定

有り。ただし、事後公表とする。

- （6）失格価格の設定

有り。ただし、事後公表とする。

- （7）契約書作成の要否

必要である。

(8) 入札の無効

本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格の確認について虚偽の申請を行った者のした入札並びに事後審査型制限付き一般競争入札（電子入札方式）における入札条件に記載する「入札の無効」に抵触する入札は、無効とする。

(9) 受注制限対象工事

本工事は建築関係業種の受注制限対象工事である。

(10) 総合評価落札方式に関する事項及びその他の事項について
共通入札説明書、特記入札説明書及び開札の概要に示すとおり